

(別紙 1)

(ご参考)

基本方針及び基本構想の記載事項のうち、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）により、改正があった事項について、その記載の考え方を例示するものです。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の内容

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

都道府県における農業生産、農業構造等の10年間を見通した今後の農業の基本的な方向を記述した上で、当該都道府県において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方、効率的かつ安定的な農業経営を担う者の育成・確保やこれらの経営の育成の考え方、これを支援していくための諸施策について記述します。

併せて、このような農業経営の育成と関連し、新規就農者数の確保目標を記述するとともに、地域の農業生産の組織化や小規模農家や兼業農家等も含めた地域農業のあり方についても必要に応じて記述します。

この場合、効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準及び労働時間は、農業を職業として選択するに足る魅力とやりがいのあるものとするため、主たる従事者が当該地域の他産業並みの年間労働時間で他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間所得とすることを基本とします。基本方針はおおむね5年ごとに定めることとされていますが、目標とすべき所得水準については、自然的経済的社会的条件を勘案して、必要に応じて随時見直しを行い、適切な水準となるよう努めることが重要です。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき所得水準及び労働時間は、農業経営開始から5年後に達成すべき目標として示すものとします。この場合、当該目標の認定について、本方針に定める効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき水準に対する割合で示す等工夫をすることが可能です。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

- 1 育成すべき農業経営の指標として、営農類型ごとに、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を経営形態別（個人経営体、団体経営体別）に記述するものとします。
- 2 営農類型については、地域において展開している主な営農類型について示すものとし、単一経営のみならず代表的な複合経営、集約的な施設型農業経営等の営農類型についても記述するものとします。
- 3 本指標は、基本的には営農類型ごとに示すこととします。具体的には次の通りです。なお、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等については、各営農類型に共通する事項があればこれを一括して示すことも可能です。
 - (1) 「農業経営の規模」については、目標とすべき年間所得及び年間労働時間を実現し得る農業経営の指標を、農業経営の規模（部門別作付面積、飼養規模及び全体の経営面積等）として示すものとします。

また、その経営の活動内容を具体的に示す指標とする必要があるため、経営全体の面積規模だけでなく、各部門ごとの作付面積、特定作業受託（注）そ

の他基幹的な農作業の受託面積、飼養頭羽数等を記載するものとします。

また、農地の規模拡大の取組のみならず、農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業などによる経営内容を拡大する取組についても記載するものとします。

注：「特定作業受託」とは、受託者が、基幹三作業（水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては、耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあつてはこれらに準ずる農作業をいいます。）の全てを受託して自ら農作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託のことです。

- (2) 「生産方式」については、現在の標準的な技術の下で、農業経営の規模の算定の前提となる生産方式（資本装備・作付体系等）を記述します。また、必要に応じて導入の可能性の高い先進的技術や生産に関する認証制度、有機農業等の取組を示すことも可能です。

その全ての技術内容（資本装備、作付体系等）について記載する必要はありませんが、規模とともに農業経営の態様を示す重要な指標である集約度に関連するので、経営の集約度に影響を及ぼす技術的要素等については記載してください。

- (3) 「経営管理の方法」については、効率的かつ安定的な農業経営において行われるべき経営管理の指標として、例えば、複式簿記による記帳の実施、青色申告、法人化等合理的な経営管理の方法を記述します。
- (4) 「農業従事の態様」については、効率的かつ安定的な農業経営において行われるべき農業従事の態様の指標として、例えば、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減、労働災害に関する補償、年金制度に関すること、休日制の導入、給料制の実施、就業環境の改善等を記述します。
- (5) 複数農業者や集落単位で組織する法人（団体経営体）の農業経営の指標においては、当該経営体の事業に主たる従事者として従事する構成員の労働時間やその構成員に帰属することとなる所得が地域その他産業並みの年間労働時間で、他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間所得となるよう、経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を示すものとします。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

- 1 青年等が目標とすべき所得水準や労働時間を実現しうる農業経営の指標として、第2の「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」と同様に、営農類型ごとに、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を経営形態別（個人経営体、団体経営体別）に記述するものとします。
- 2 指標の作成に当たっては、目標とすべき所得、労働時間等を当該都道府県において農業経営で生計が成り立つ水準のものとし、新たに農業経営を営もうとする青年等にとって現実性があるような指標とすることが重要です。
- 3 青年等が役員の大過半数を占める法人（団体経営体）の農業経営の指標においては、当該経営体の事業に主たる従事者として従事する構成員の労働時間やその構成員に帰属することとなる所得が地域その他産業並みの年間労働時間で、農業経営で生計が成り立つ水準のものとなるよう、経営規模、生産方式、経営管

理の方法、農業従事の態様等に関する指標を示すものとします。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

都道府県における農業を担う者の確保及び育成の考え方、農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針、都道府県が主体的に行う取組、関係機関との連携・役割分担の考え方、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保及び育成のための情報共有等について記述してください。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるべき面積の割合や、農用地の利用の効率を上げて生産性を高め、地域全体で農用地が適切に使われるようにする観点から、農用地の集団化（集約化）の考え方をおおむね10年後を見通して記述するものとします。この場合、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稻においては基幹3作業（耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀）の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めるものとします。

また、目標については、都道府県の全域での設定に加え、平場地域、中山間地域等、地域の特性に即して設定することも可能です。

なお、育成すべき経営の数の目標は、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を示す一つの指標とも考えられるので、必要に応じて上記の考え方と併せて参考として掲げることも有益です。

※ 例えば、「都道府県内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、都道府県、市町村、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図ること」、「中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図ること」を追記することが考えられます。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

農業経営基盤強化促進事業の全体の基本的な推進の方針について明らかにするとともに、事業の推進に関連した都道府県段階の推進体制の整備、普及指導センター、農業経営・就農支援センター等都道府県内の指導機関の位置付けと役割について記述してください。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理機構の名称及び取り組む事業の範囲に係る基準等を記述してください。

なお、当該法人が実施する特例事業の事業実施地域の全域で特例事業が活用されるよう配慮するとともに、農地中間管理事業による貸借による農地集積・集約化の取組を阻害しないように留意して事業を実施してください。

(別紙2)

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

都道府県が作成する基本方針の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」と同様に記述するものとしますが、その地域において目標とする姿がより具体的に示され、農業者、新たに農業経営を営もうとする青年等や関係団体等にわかり易いものとなるよう配慮する必要があります。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

都道府県が作成する基本方針の「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」と同様に記述するものとします。

なお、次に掲げる事項に留意してください。

- 1 指標の作成に当たっては、基本的には、目標とすべき所得水準、労働時間等を当該市町村又はその近隣の市町村において既に実現しているような優良な経営を踏まえたものとし、経営改善に取り組む農業者及びこれを支える農業関係者にとって現実性があるような指標とすることが重要です。
- 2 目標とすべき所得水準については、自然的経済的社会的条件を勘案して、必要に応じて随時見直しを行い、適切な水準となるよう努めることが重要です。
- 3 基本方針において示されていない営農類型についても、当該市町村の地域の特性からみて必要があれば基本構想において農業経営の指標として示すものとします。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

都道府県が作成する基本方針の「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」と同様に記述するものとします。

なお、次に掲げる事項に留意してください。

- 1 指標の作成に当たっては、目標とすべき所得、労働時間等を当該市町村又はその近隣の市町村において農業経営で生計が成り立つ水準のものとし、新たに農業経営を営もうとする青年等にとって現実性があるような指標とすることが重要です。
- 2 基本方針において示されていない営農類型についても、当該市町村の地域の特性からみて必要があれば基本構想において農業経営の指標として示すものとします。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農等希望者の受入体制の確保、市町村内の関係機関との役割分担・連携の考え方、市町村が主体的に行う就農等促進のための取組、就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方・取組について記述するものとします。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

都道府県が作成する基本方針の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」と同様に記述するものとします。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

地域全体で農用地の利用関係の調整を行うため、市町村全体及び地域ごとに、農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状、それらを踏まえた今後の農地利用等の見通し、認定農業者等への農用地の利用集積や地域における農用地の集団化（集約化）の将来の望ましい農地利用の在り方、また、これを実現するための具体的な取組の内容、関係機関及び関係団体との連携等について具体的に記述することとします。

※ 例えば、「市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速すること」、「中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進めること」を追記することが考えられます。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

当該市町村が自ら行う農業経営基盤強化促進事業の推進に関する方針を記述します。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の設置の方法として、協議の場の開催時期、開催に係る情報提供の方法、参加者、協議すべき事項、相談窓口の設置、地域計画の区域の基準として、農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準、その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項として、地域計画の策定の進め方（関係機関との関わり方等）や地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方等について記述します。

例えば、「協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である〇の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。参加者については、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、都道府県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を〇課に設置すること。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ること。」「市町村は、地域計画の策定に当たって、都道府県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。」を追記することが考えられます。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

農用地利用改善事業の実施を促進するための方策、農用地利用改善事業の実施区域の基準、農用地利用改善事業の内容、農用地利用規程の内容、農用地利用規程の認定（特定農用地利用規程の認定を含みます。）、農用地利用改善団体に対する指導・援助等を記述します。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

農作業の受委託の促進、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等を記述します。

※ 例えば、「地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ること」を追記することが考えられます。

※ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、同法に設けられた経過措置により引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合、同経過措置の期間の間、引き続き当該農用地利用集積計画に関する記載を行っていただいても差し支えありません。